

※6月26日再提示版

選択型実務修習プログラム案内(裁判所)

裁判所が提供する選択型実務修習のプログラムについて

1 プログラムの概要

裁判所では、概略、以下のようなプログラムを用意している。詳細は各プログラムの紹介欄を参照されたい。

- (1) 分野別実務修習の成果を深化・補完する修習プログラム
 - ① 民事裁判—2週間及び1週間の通常部における修習プログラム(通常部修習)
 - ② 刑事裁判—2週間及び1週間の通常部における修習プログラム(アドバンスト刑裁修習), 2日間の令状部での修習プログラム(令状部修習)
 - ③ 家裁—家事総合, 家事一般, 少年事件の各1週間又は2週間の修習プログラム
- (2) 分野別実務修習では体験できない専門的領域を修習するプログラム
 - 民事裁判—租税・行政部, 商事部, 労働部, 倒産部, 建築・調停部, 執行部, 交通部, 医事部における各1週間又は2週間の専門部修習プログラム
 - 家裁—人事訴訟・遺産分割係, 後見・財産管理係における各1週間の修習プログラム

2 選択に当たっての注意事項

- (1) 基本的には、プログラムの期間が重ならない限り、各プログラムを自由に選択することができる。一例を挙げれば、以下の選択はいずれも可能である。
例1: 第3~4週に民事通常部修習を、第1~2週にアドバンスト刑裁修習を選択
- (2) 他方、できるだけ多くの修習生に多様な修習経験を積んでもらう趣旨から、次のように、同一又は同様のプログラムを異なる時期に重ねて選択することは認められない。ただし、民事通常部修習については、1週間のプログラムを2回選択することはできる。
 - 令状部修習を2回選択
 - 民事専門部のプログラムのうち、同じ専門部のものを時期を異にして2回選択
- (3) 修習プログラムによっては、募集条件が設けられているものもあるので、注意されたい。

| | コード | プログラム名 | 場 所 日 時 | 募 集 人 数 | 修 習 内 容 | 募 集 条 件 | そ の 他 |
|----------------------------------|------|--------|-------------------------|------------|---|---|---|
| 地 裁 判 所 (民 事) | 民-01 | 通常部修習A | 大阪地方裁判所 民事部 | 15 | 分野別民事裁判修習の深化・補完を目的に、原則として、分野別修習とは異なる部に少人数を配置する。 | 分野別修習配属部への配置を希望する場合は、申込書にその旨を記載すること(例:「通常部修習A〔配属部希望〕」)。ただし、定員、期間、他プログラムの関係で、希望があつても配属部に配置できるとは限らない。分野別修習で扱わなかつた類型、難度の高い事件について補完したい、逆に自身の知識等に不足を感じ、苦手意識のある領域について補習したいとの希望がある場合には、その内容を記載した書面を提出すること。 | 集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部 (第24準備室) |
| | | | 10月5日(月)～ 10月16日(金) | | | | |
| | 民-02 | 通常部修習A | 大阪地方裁判所 民事部 | 15 | コード民-01の通常部修習Aと同様である。 | コード民-01の通常部修習Aと同様である。 | 集合日時:10月19日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部 (第24準備室) |
| | | | 10月19日(月)～ 10月30日(金) | | | | |
| 方 | 民-03 | 通常部修習A | 大阪地方裁判所 民事部 | 15 | コード民-01の通常部修習Aと同様である。 | コード民-01の通常部修習Aと同様である。 | 集合日時:11月2日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部 (第24準備室) |
| | | | 11月2日(月)～ 11月13日(金) | | | | |
| | 民-04 | 通常部修習B | 大阪地方裁判所 民事部 | 10 | 期間を1週間とするほかは、コード民-01の通常部修習Aと同様である。 | コード民-01の通常部修習Aと同様である。 | 集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部 (第24準備室) |
| | | | 10月5日(月)～ 10月9日(金) | | | | |

| | コード | プログラム名 | 場 所 | 募集 人數 | 修 習 内 容 | 募 集 条 件 | そ の 他 |
|--|-------|--------|-------------------------|----------|-----------------------|-----------------------|---|
| | | | 日 時 | | | | |
| 地 ・ 裁 判 所 (民 事) 方 | 民- 05 | 通常部修習B | 大阪地方裁判所 民事部 | 10 | コード民-04の通常部修習Bと同様である。 | コード民-01の通常部修習Aと同様である。 | 集合日時:10月12日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部(第24準備室) |
| | | | 10月12日(月)～ 10月16日(金) | | | | |
| | 民- 06 | 通常部修習B | 大阪地方裁判所 民事部 | 10 | コード民-04の通常部修習Bと同様である。 | コード民-01の通常部修習Aと同様である。 | 集合日時:10月19日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部(第24準備室) |
| | | | 10月19日(月)～ 10月23日(金) | | | | |
| | 民- 07 | 通常部修習B | 大阪地方裁判所 民事部 | 10 | コード民-04の通常部修習Bと同様である。 | コード民-01の通常部修習Aと同様である。 | 集合日時:10月26日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部(第24準備室) |
| | | | 10月26日(月)～ 10月30日(金) | | | | |
| | 民- 08 | 通常部修習B | 大阪地方裁判所 民事部 | 10 | コード民-04の通常部修習Bと同様である。 | コード民-01の通常部修習Aと同様である。 | 集合日時:11月2日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部(第24準備室) |
| | | | 11月2日(月)～ 11月6日(金) | | | | |

| | コード | プログラム名 | 場所 日 時 | 募集 人數 | 修 習 内 容 | 募 集 条 件 | そ の 他 |
|------------------------------|-------|--------------------|-------------------------|----------|--|-----------------------|--|
| 地 裁 所 (民 事) 方 | 民- 09 | 通常部修習B | 大阪地方裁判所 民事部 | 10 | コード民-04の通常部修習Bと同様である。 | コード民-01の通常部修習Aと同様である。 | 集合日時:11月9日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第21民事部 (第24準備室) |
| | | | 11月9日(月)～ 11月13日(金) | | | | |
| | 民- 10 | 租税・行政部修習 (地方自治) | 大阪地方裁判所 第2民事部・第7民事部 | 10 | 行政事件のうち、とりわけ住民訴訟等の地方自治関係について、基本的知識を習得し、審理や実務についての理解を深めることを目的とする。 導入として、住民訴訟に関する講義を用意しているほか、事件記録の検討や法廷傍聴、訴状審査や特定の事件についてのサマリー起案作成等を行う。 | 特になし | 集合日時:10月12日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第2民事部、 第7民事部 |
| | | | 10月12日(月)～ 10月16日(金) | | | | |
| | 民- 11 | 租税・行政部修習 (総合) | 大阪地方裁判所 第2民事部・第7民事部 | 10 | 行政事件一般に関する基本的知識を習得し、審理や実務についての理解を深めることを目的とする。 導入として、行政事件の実務上の諸問題についての分野別講義を用意しているほか、事件記録の検討や法廷傍聴のほか、訴状審査や特定の事件についての共同研究やサマリー起案作成等を行う。 | 特になし | 集合日時:10月19日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第2民事部、 第7民事部 |
| | 民- 12 | 租税・行政部修習 (税務訴訟) | 大阪地方裁判所 第2民事部・第7民事部 | 10 | 行政事件のうち、とりわけ税務訴訟関係について、基本的知識を習得し、審理や実務についての理解を深めることを目的とする。 導入として、税務訴訟に関する講義を用意しているほか、事件記録の検討や法廷傍聴、訴状審査や特定の事件についてのサマリー起案作成等を行う。 | 特になし | 集合日時:11月2日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第2民事部、 第7民事部 |
| | | | 11月2日(月)～ 11月6日(金) | | | | |

(裁判所)

| | コード | プログラム名 | 場 所 | 募 集 人 数 | 修 習 内 容 | 募 集 条 件 | そ の 他 |
|-----------------------------------|------|--------|-------------------------|------------|--|--|--------------------------------------|
| | | | 日 時 | | | | |
| 地 方 裁 判 所 (民 事) | 民-13 | 商事部修習 | 大阪地方裁判所 第4民事部 | 8 | 商事事件の基本的な考え方を習得することを目標として、会社訴訟事件・会社非訴訟事件の事件記録検討、法廷傍聴、裁判官との座談会等を行う。 | 事前に「大阪地裁における商事事件の概況」(商事法務2210号13頁)に目を通しておくこと(参考文献「会社訴訟の基礎」(商事法務)、「実務ガイド新・会社非訴」(きんざい))。 | 集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第4民事部 |
| | | | 10月5日(月)～ 10月9日(金) | | | | |
| | 民-14 | 商事部修習 | 大阪地方裁判所 第4民事部 | 8 | コード民-13の商事部修習と同様である。 | コード民-13の商事部修習と同様である。 | 集合日時:11月9日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第4民事部 |
| | | | 11月9日(月)～ 11月13日(金) | | | | |
| 方 | 民-15 | 労働部修習 | 大阪地方裁判所 第5民事部 | 8 | 労働事件の実務上の諸問題を講義するとともに、民事裁判の分野別修習での成果を基礎として、労働事件の事件記録検討、法廷傍聴、労働審判傍聴、主張整理や事実認定等に関するサマリー起案、修習生間の討議及び裁判官の講評を通じ、裁判所の取り扱う労働事件を修習させる。 | 特になし | 集合日時:10月12日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第5民事部 |
| | | | 10月12日(月)～ 10月23日(金) | | | | |
| | 民-16 | 労働部修習 | 大阪地方裁判所 第5民事部 | 8 | 期間を1週間とすること、サマリー起案を実施しないことのほかは、基本的にコード民-15の労働部修習と同様である。 | 特になし | 集合日時:11月9日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第5民事部 |
| | | | 11月9日(月)～ 11月13日(金) | | | | |

| | コード | プログラム名 | 場 所 | 募 集 人 数 | 修 習 内 容 | 募 集 条 件 | その 他 |
|------------------------------|------|----------|-------------------------|------------|--|---|---------------------------------------|
| | | | 日 時 | | | | |
| 地 裁 所 (民 事) 方 | 民-17 | 倒産部修習 | 大阪地方裁判所 第6民事部 | 30 | 講義(破産管財、同時廃止、民事再生、個人再生)、事件記録の検討、各種手続の傍聴(同時に廃止口頭審査、集団免責審査等)、問題研究、さらに裁判所書記官を交えた座談会や弁護士(管財人・監督委員等経験者)による講演を通じて、倒産法に関する理論及び当部に苦心された倒産事件処理上の工夫について考察を深め、実務家として倒産事務処理に必要な知識を身につけることを目的とする。 | 倒産処理法入門(有斐閣・山本和彦著)程度の倒産法全般に関する基礎的知識を有していることが望ましい。 | 集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:司法修習生指導室 |
| | | | 10月5日(月)～ 10月9日(金) | | | | |
| | 民-18 | 倒産部修習 | 大阪地方裁判所 第6民事部 | 30 | コード民-17の倒産部修習と同様である。 | コード民-17の倒産部修習と同様である。 | 集合日時:10月26日午前9時20分 集合場所:司法修習生指導室 |
| | | | 10月26日(月)～ 10月30日(金) | | | | |
| | 民-19 | 建築・調停部修習 | 大阪地方裁判所 第10民事部 | 8 | 当部に係属する建築関係訴訟事件、各種調停事件及び借地非訟事件について、講義、記録検討、手続傍聴等を行い、裁判官のみならず、専門委員又は調停委員との意見交換を通じて、専門訴訟の審理や調停事件・借地非訟事件の実務に関する知識を習得するとともに、建築に関する法律問題につき、研究レポートを提出することによって、上記各事件に関する理解を深める修習を行う。 | 齋藤毅「建築関係訴訟における設計上及び施工上の瑕疵についての各論的検討」判タ1389号38頁に目を通しておくのが望ましい。 | 集合日時:10月12日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第10民事部 |
| | | | 10月12日(月)～ 10月23日(金) | | | | |
| | 民-20 | 建築・調停部修習 | 大阪地方裁判所 第10民事部 | 6 | 当部に係属する建築関係訴訟事件及び各種調停事件について、講義、記録検討、手続傍聴等を行い、裁判官のみならず、専門委員又は調停委員との意見交換を通じて、専門訴訟の審理や調停事件の実務に関する知識を習得し、上記各事件に関する理解を深める修習を行つ。 | コード民-19の建築・調停部修習と同様である。 | 集合日時:11月9日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第10民事部 |
| | | | 11月9日(月)～ 11月13日(金) | | | | |

(裁判所)

| | コード | プログラム名 | 場所 日時 | 募集 人数 | 修習内 容 | 募集条件 | その他 |
|----------------------------------|-------------------------|--------|-------------------------|----------|---|--|--|
| 地 裁 所 (民 事) 方 | 民-21 | 執行部修習 | 大阪地方裁判所 第14民事部 | 8 | 執行センター(新大阪)における民事執行事件のうち、主として、執行裁判所を執行機関とする不動産執行事件及び債権執行事件について、講義(裁判官、書記官、執行官、評価人を講師とする。), 記録検討、演習等により、実務に必要な執行手続の知識を身に付ける。 | 入門書及び民事弁護教材「民事執行(補正版)」を読了し、民事執行手続についての基礎知識があること。 | 集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第14民事部 (新大阪庁舎4階、執行センター案内係) |
| | | | 10月5日(月)～ 10月9日(金) | | | | |
| | 民-22 | 執行部修習 | 大阪地方裁判所 第14民事部 | 8 | コード民-21の執行部修習と同様である。 | コード民-21の執行部修習と同様である。 | 集合日時:10月26日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第14民事部 (新大阪庁舎4階、執行センター案内係) |
| | | | 10月26日(月)～ 10月30日(金) | | | | |
| | 民-23 | 執行部修習 | 大阪地方裁判所 第14民事部 | 8 | コード民-21の執行部修習と同様である。 | コード民-21の執行部修習と同様である。 | 集合日時:11月9日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第14民事部 (新大阪庁舎4階、執行センター案内係) |
| | | | 11月9日(月)～ 11月13日(金) | | | | |
| | 民-24 | 交通部修習 | 大阪地方裁判所 第15民事部 | 8 | 交通専門部の事件処理の概要についての講義や、手続の傍聴及びこれに付随する争点の検討や和解案の作成のほか、人身損害に関する損害賠償請求事件の記録を用いてサマリー起案とこれに対する裁判官の講評を行うことなどによって、実務的な観点から裁判所の取り扱う交通事件を修習する。合議記録の検討も予定している。 | 事前に別冊判例タイムズ38号「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準(全訂5版)」(判例タイムズ社)1ないし23頁に目を通しておくことが望ましい。 | 集合日時:10月12日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第15民事部 |
| | 10月12日(月)～ 10月16日(金) | | | | | | |

| | | コード | プログラム名 | 場 所 日 時 | 募 集 人 数 | 修 習 内 容 | 募 集 条 件 | そ の 他 |
|-----------------------------|------|-------|---|-----------------------|----------------------|--|---|--------------------------------------|
| 地 裁 所 (民 事) | 民-25 | 交通部修習 | 大阪地方裁判所 第15民事部 | 11月2日(月)～ 11月6日(金) | 8 | コード民-24の交通部修習と同様である。 | コード民-24の交通部修習と 同様である。 | 集合日時:11月2日午前9時20分 集合場所:大阪地裁第15民事部 |
| | | | 大阪地方裁判所 第17民事部・第1 9民事部・第20民 事部 | | | 医事関係訴訟の処理状況や審理方法等に ついて、その概要を説明した上で、事件配 録の検討や手続の傍聴を通じて、医事集中 部における事件処理の実務を直に経験させ るほか、事件記録に基づくサマリー起案等を行 う。また、医事関係訴訟の審理上の問題 点に関して協議・検討するなど、裁判所から 見た医事関係訴訟の事件処理のあり方の理 解を深める修習を行う。 | 事前に「大阪地方裁判所医事 部の審理運営方針」(判タ1335 号5頁 2011.1.15, ダイジェスト 版は裁判所HP (http://www.courts.go.jp/osa/vcms_if/310001.pdf)に掲 載。)に目を通しておくことが望 ましい。なお、他の参考文 献として、大島眞一「医療訴訟 の現状と将来ー最高裁判例の 到達点ー」(判タ1401号5頁 2014.8.1)も挙げられる。 | 集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:大阪地裁508号法廷 |
| | 民-26 | 医事部修習 | 10月5日(月)～ 10月9日(金) | 10 | コード民-26の医事部修習と同様である。 | コード民-26の医事部修習と 同様である。 | 集合日時:10月26日午前9時20 分 集合場所:大阪地裁508号法廷 | |
| | | | 大阪地方裁判所 第17民事部・第1 9民事部・第20民 事部 | | | | | |
| 方 | 民-27 | 医事部修習 | 10月26日(月)～ 10月30日(金) | 10 | コード民-26の医事部修習と同様である。 | コード民-26の医事部修習と 同様である。 | 集合日時:11月2日午前9時20分 集合場所:大阪地裁508号法廷 | |
| | | | 大阪地方裁判所 第17民事部・第1 9民事部・第20民 事部 | | | | | |
| | 民-28 | 医事部修習 | 11月2日(月)～ 11月6日(金) | 10 | コード民-26の医事部修習と同様である。 | コード民-26の医事部修習と 同様である。 | 集合日時:11月2日午前9時20分 集合場所:大阪地裁508号法廷 | |

(裁判所)

| | コード | プログラム名 | 場 所 | 募 集 人 数 | 修 習 内 容 | 募 集 条 件 | そ の 他 |
|---|------|------------|-------------------------|------------|--|---|--------------------------------------|
| | | | 日 時 | | | | |
| 地 裁 判 所 (刑 事) 方 | 刑-01 | アドバンスト刑裁修習 | 大阪地方裁判所 刑事部 | 12 | 分野別実務修習の深化型として、刑事裁判における事実認定や訴訟手続に関する実質的理 解を深めるため、少人数で、より密接な指導を行う。具体的には、①裁判員裁判の審理、評議の傍聴、②中規模否認事件の記録検討及び起案、③控訴審修習、④租税事件を含む財政経済事件の修習、⑤令状部修習(ただし、同時期に実施される令状部修習の応募者が少なく、令状部が受け入れ可能な場合に限る。)などのメニューの中から、修習生の希望を踏まえて実施する。 | 申込み時に、「本プログラムに応募した理由と特に学びたい事柄」を記載した書面を提出すること。 | 集合日時:10月5日午前9時20分 集合場所:第9刑事部裁判官室 |
| | | | 10月5日(月)～ 10月16日(金) | | | | |
| | 刑-02 | アドバンスト刑裁修習 | 大阪地方裁判所 刑事部 | 12 | コード刑-01のアドバンスト刑裁修習と同様である。 | コード刑-01のアドバンスト刑裁修習と同様である。 | 集合日時:10月19日午前9時20分 集合場所:第9刑事部裁判官室 |
| | | | 10月19日(月)～ 10月30日(金) | | | | |
| 地 裁 判 所 (刑 事) 方 | 刑-03 | アドバンスト刑裁修習 | 大阪地方裁判所 刑事部 | 12 | コード刑-01のアドバンスト刑裁修習の短縮版であり、期間が短いため、①の裁判員裁判の審理、評議の傍聴は実施できないが、それ以外の点は、コード刑-01のアドバンスト刑裁修習と同様である。 | コード刑-01のアドバンスト刑裁修習と同様である。 | 集合日時:10月12日午前9時20分 集合場所:第9刑事部裁判官室 |
| | | | 10月12日(月)～ 10月16日(金) | | | | |
| 地 裁 判 所 (刑 事) 方 | 刑-04 | アドバンスト刑裁修習 | 大阪地方裁判所 刑事部 | 12 | コード刑-03のアドバンスト刑裁修習と同様である。 | コード刑-01のアドバンスト刑裁修習と同様である。 | 集合日時:10月19日午前9時20分 集合場所:第9刑事部裁判官室 |
| | | | 10月19日(月)～ 10月23日(金) | | | | |

(裁判所)

| | コード | プログラム名 | 場所 日 時 | 募 集 人 数 | 修 習 内 容 | 募 集 条 件 | そ の 他 |
|--|------|------------|-------------------------|------------|--|---------------------------|---------------------------------------|
| | 刑-05 | アドバンスト刑裁修習 | 大阪地方裁判所 刑事部 | 12 | コード刑-03のアドバンスト刑裁修習と同様である。 | コード刑-01のアドバンスト刑裁修習と同様である。 | 集合日時:10月26日午前9時20分 集合場所:第9刑事部裁判官室 |
| | | | 10月26日(月)～ 10月30日(金) | | | | |
| | 刑-06 | アドバンスト刑裁修習 | 大阪地方裁判所 刑事部 | 12 | コード刑-03のアドバンスト刑裁修習と同様である。 | コード刑-01のアドバンスト刑裁修習と同様である。 | 集合日時:11月9日午前9時20分 集合場所:第9刑事部裁判官室 |
| | | | 11月9日(月)～ 11月13日(金) | | | | |
| | 刑-07 | 令状部修習 | 大阪地方裁判所 第10刑事部 | 2 | 分野別修習においても、1日の令状部修習を行っているが、それでは物足りないと感じる修習生の応募に期待する。 | 特になし | 集合日時:10月7日午前9時20分 集合場所:第10刑事部裁判官室 |
| | | | 10月7日(水), 10月8日(木) | | | | |
| | 刑-08 | 令状部修習 | 大阪地方裁判所 第10刑事部 | 2 | コード刑-07の令状部修習と同様である。 | 特になし | 集合日時:10月14日午前9時20分 集合場所:第10刑事部裁判官室 |
| | | | 10月14日(水), 10月15日(木) | | | | |

(裁判所)

| 地 方 裁 判 所 (刑 事) | コード | プログラム名 | 場 所 | 募 集 人 数 | 修 習 内 容 | 募 集 条 件 | そ の 他 |
|---|-------------------------|--------------------|-----------------------------|------------|---|---------|---------------------------------------|
| | | | 日 時 | | | | |
| 大阪 方 | 刑-09 | 令状部修習 | 大阪地方裁判所 第10刑事部 | 2 | コード刑-07の令状部修習と同様である。 | 特になし | 集合日時:11月4日午前9時20分 集合場所:第10刑事部裁判官室 |
| | | | 11月4日(水), 11月5日(木) | | | | |
| | 刑-10 | 令状部修習 | 大阪地方裁判所 第10刑事部 | 2 | コード刑-07の令状部修習と同様である。 | 特になし | 集合日時:11月11日午前9時20分 集合場所:第10刑事部裁判官室 |
| | 11月11日(水), 11月12日(木) | | | | | | |
| | 刑-11 | 刑事模擬裁判 (3庁合同企画) | 大阪地方裁判所 裁判員裁判用法 廷(予定) | 22 | 裁判員対象事件の否認事件の記録に基づき、裁判官役、検察官役、弁護人役に分かれ、公判前整理手続、公判審理、判決宣告までを1週間で集中的に実践する(なお、修習生が証人役、被告人役、裁判員役を担当することは予定していない)。公判審理及び評議は、裁判員役も参加して実施されるが、評議は、検察官役及び弁護人役にも傍聴してもらい、当事者の訴訟活動が裁判所からどのように理解されたのかを確認する。この評議の傍聴を通じて、参加者全員が、相互にその訴訟活動を評価、検討し、単に体験しただけに終わらない模擬裁判となることを目指している。終了後、三庁の指導官が合同で懇切な講評を行う。なお、修習生の負担が過重にならないように配慮して行う予定である。 | 特になし | 追って連絡する。 |
| | 10月19日(月)~ 10月23日(金) | | | | | | |

| | コード | プログラム名 | 場 所 日 時 | 募集 人數 | 修 習 内 容 | 募 集 条 件 | そ の 他 |
|--|------|-----------------|---------------------------|----------|---|---|--|
| 家 裁 判 所 (家 事 ・ 少 年) 庭 | 家-01 | 人事訴訟・遺産分割 修習 | 大阪家庭裁判所 人事訴訟・遺産分 割係 | 8 | 人事訴訟及び遺産分割の最近の状況、処理上の諸問題を紹介するとともに、事件記録検討、人事訴訟の法廷傍聴、遺産分割調停・審判の傍聴、起案、修習生間の討議及び裁判官の講評を通じ、人事訴訟及び遺産分割の事件処理について実践的な修習を行う。なお、家事総合修習における人事訴訟及び遺産分割事件の修習と一部重複することになる。 | 申込時に、「本プログラムに応募した理由と特に学びたい事項」を記載した書面を提出すること。 | 集合日時:10月5日前9時20分 集合場所:大阪家庭裁判所中会議室 なお、家事総合修習を選択した場合でも、本プログラムを併せて選択することは可能である。 |
| | | | 10月5日(月)～ 10月9日(金) | | | | |
| | 家-02 | 家事総合修習 | 大阪家庭裁判所 家事部 | 16 | 将来家事事件を専門的に扱いたいと希望する者や、家事事件に興味が深い者を対象として、家事一般部における、調停・審判の傍聴やケース研究等を中心としたより高度な内容の修習のほか、分野別修習では経験できない、遺産分割、人訴、後見等の各専門部(係)修習を含めた、家事事件全体の総合的な修習を内容とする。各専門部(係)修習では、講義や傍聴の他に、記録検討等を行う。 | 特になし | 集合日時:10月12日前9時20分 集合場所:大阪家庭裁判所大会議室 |
| | | | 10月12日(月)～ 10月23日(金) | | | | |
| | 家-03 | 家事少年総合修習 | 大阪家庭裁判所 家事一般部 及び少年部 | 12 | 家庭裁判所における分野別実務修習が自宅学修になったことにより、家裁の実務修習を全く経験できなかった修習生を対象とする。 家事事件については、離婚、婚姻費用分担、養育費、子の監護者指定、面会交流等家事一般部が担当する調停・審判事件の記録検討・期日の傍聴等を中心とする。なお、遺産分割、財産管理、人事訴訟、後見は修習対象外となる。 少年事件については、少年審判の傍聴、記録検討等を中心に、審判運営の在り方、非行性及び要保護性の把握、処遇の選択等、少年事件全般について指導を行う。 | 左記のとおり、家庭裁判所の分野別修習が自宅学修になったことにより、家裁の実務を全く経験できなかった修習生を対象とする。 | 集合日時:10月26日前9時20分 集合場所:大阪家庭裁判所中会議室 なお、家事総合修習における家事一般部での修習と内容が重複する部分がある。 |
| | | | 10月26日(月)～ 10月30日(金) | | | | |

(裁判所)

| | コード | プログラム名 | 場 所 | 募 集 人 数 | 修 習 内 容 | 募 集 条 件 | そ の 他 |
|--|-------------------------|-----------|---------------------------|------------|--|-------------------------|---|
| | | | 日 時 | | | | |
| 家 庭 裁 判 所 (家 事 ・ 少 年) | 家-04 | 家事少年総合修習 | 大阪家庭裁判所 家事一般部 及び少年部 | 12 | コード家-03の家事少年総合修習と同様である。 | コード家-03の家事少年総合修習と同様である。 | 集合日時:11月2日午前9時20分 集合場所:未定 なお、家事総合修習における家事一般部での修習と内容が重複する部分がある。 |
| | | | 11月2日(月)～ 11月6日(金) | | | | |
| | 家-05 | 家事少年総合修習 | 大阪家庭裁判所 家事一般部 及び少年部 | 12 | コード家-03の家事少年総合修習と同様である。 | コード家-03の家事少年総合修習と同様である。 | 集合日時:11月9日午前9時20分 集合場所:大阪家庭裁判所大会議室 なお、家事総合修習における家事一般部での修習と内容が重複する部分がある。 |
| | 家-06 | 後見・財産管理修習 | 大阪家庭裁判所 後見・財産管理係 | 10 | 成年後見事件・財産管理事件の最近の状況、処理上の諸問題を紹介するとともに、記録検討、修習生間の討議及び裁判官の講評を通じ、成年後見事件・財産管理事件の事件処理について実践的な修習を行う。なお、家事総合修習における成年後見事件の修習と一部重複することになる。 | 特になし | 集合日時:10月12日午前9時20分 集合場所:大阪家庭裁判所大会議室 |
| | 10月12日(月)～ 10月16日(金) | | | | | | |

選択型実務修習プログラム案内(検察庁)

<73>

| | コード | プログラム名 | 場所 | 募集人數 | 修習内容 | 募集条件 | その他の |
|-----------|------|------------------|-------------------------|------|--|--|--|
| | | 名称 | 日時 | | | | |
| 地方 検察庁 | 検-01 | 検査補完A (2週コース) | 大阪地検 | 10 | 総務部指導係検事の指導の下、事件の検査及び処理(検査方針の検討、取調べ、起訴状等起案)を通じ、検察官による検査についての理解を深める。 | 申込み時、本プログラムを志望した動機、プログラムにおける各自の到達目標等につき、A4用紙1枚程度のレポートを提出すること。申込者数が募集人員を超えた場合は、上記レポートの内容等を考慮して修習を受ける者を選抜する。 | 集合日時:10月5日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室 |
| | | | 10月5日(月) ~10月16日(金) | | | | |
| | 検-02 | 検査補完B (2週コース) | 大阪地検 | 10 | | | 集合日時:11月2日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室 |
| | | | 11月2日(月) ~11月13日(金) | | | | |
| | 検-03 | 公判補完A | 大阪地検 | 5 | 公判部検事の指導の下、公判準備(証拠整理、冒頭陳述及び論告等起案)や法廷傍聴等を行い、検察官の公判活動についての理解を深める。 | 申込み時、本プログラムを志望した動機、プログラムにおける各自の到達目標等につき、A4用紙1枚程度のレポートを提出すること。申込者数が募集人員を超えた場合は、上記レポートの内容等を考慮して修習を受ける者を選抜する。 | 集合日時:10月19日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室 |
| | | | 10月19日(月) ~10月23日(金) | | | | |
| | 検-04 | 公判補完B | 大阪地検 | 5 | | | 集合日時:11月9日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室 |
| | | | 11月9日(月) ~11月13日(金) | | | | |
| | 検-05 | 検査・公判実務 | 大阪地検等 | 5 | 警察で実施する検査や実況見分、検察庁における医師等の専門家からの聴取、警察との事件協議、公判準備(リハーサル等)などに参加・同行し、様々な実務体験をする中で、検察実務への理解を深める。※事件により内容は適宜のものとなる。 | 申込者数が募集人員を超えた場合は、抽選で修習を受ける者を選抜する。 | 集合日時:11月2日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室 |
| | | | 11月2日(月) ~11月6日(金) | | | | |
| | 検-06 | 強行犯等検査 | 大阪地検等 | 6 | 殺人等の凶悪犯罪や暴力団事件の特性等を事件記録等を通じて学び、また、児童虐待事件に関して、司法面接の傍聴等を通じて、検察庁における各種強行犯事件への取り組みや実情についての理解を深める。 | 申込み時、本プログラムを志望した動機、プログラムにおける各自の到達目標等につき、A4用紙1枚程度のレポートを提出すること。申込者数が募集人員を超えた場合は、上記レポートの内容等を考慮して修習を受ける者を選抜する。 | 集合日時:10月12日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室 |
| | | | 10月12日(月) ~10月16日(金) | | | | |
| | 検-07 | 交通・知能犯検査 | 大阪地検 | 6 | 交通事件の考え方や検査手法について、記録検討や取調べ傍聴等を通じて学習し、また宣告等の独自検査事件の特性を事件記録等を通じて学ぶことで、交通事件及び知能犯事件についての総合的な理解を深める。 | 申込み時、本プログラムを志望した動機、プログラムにおける各自の到達目標等につき、A4用紙1枚程度のレポートを提出すること。申込者数が募集人員を超えた場合は、上記レポートの内容等を考慮して修習を受ける者を選抜する。 | 集合日時:10月26日(月)午前9時30分 集合場所:大阪地検9階司法修習生執務室 |
| | | | 10月26日(月) ~10月30日(金) | | | | |

※6月26日再提示版

選択型実務修習プログラム案内（弁護士会）

大阪弁護士会提供プログラムの募集について

1. ここでは、個別修習プログラムのうち大阪弁護士会提供プログラムの応募に関する注意事項を記載しています。大阪での選択型実務修習や個別修習プログラムに関する全体的な注意事項は、選択型実務修習の実施要領、個別修習プログラムの応募要領を参照してください。
2. ホームグラウンド修習の時期については、必ず指導担当弁護士と事前に調整してください。特にホームグラウンドとなる指導担当弁護士が第73期修習生2名を指導している場合、ホームグラウンド事務所として、修習生2名を受入れることになります。事務所によっては物理的に修習生2名の席を確保できないことがありますから、必ず事前に指導担当弁護士と協議してホームグラウンド修習の時期を決めてください。
3. 大阪弁護士会提供プログラムについては、同一内容のプログラムを2回以上選択することも可能です。例えば、第1、2週で他事務所修習1（弁-01）を選択し、第3、4週で他事務所修習2（弁-12）を選択することも可能です。但し、応募が定員を超過するときは他の応募者を優先します。
4. 提供プログラムのほとんどが午後5時で終了となります。プログラムによっては午後3時等で終了する場合があります。午後5時以前に終了した場合は、午後5時（具体的時刻は指導担当弁護士の指示による）まではホームグラウンド修習です。
5. 「労働（弁-05）」は応募資格が制限されていますから注意してください。
6. 各プログラムの内容は、具体化する過程で今後若干変更することがあります。大阪弁護士会は、個別修習プログラムの募集期間の開始までに、弁護士会提供プログラムの詳細（講師、訪問先の特定、プログラムの日割り表など）を別途開示しますので、参考にしてください。

| 序会 | コード番号 | プログラム名 | 場所 日時 | 募集人数 | 修習内容 | 募集条件 | その他 |
|------|-------|---------|-----------------------------------|------|--|--|--|
| 弁護士会 | 弁-01 | 他事務所修習1 | 弁護士事務所 10月5日(月)～ 10月16日(金) | 15 | ホームグラウンドとは別の弁護士事務所にて修習をおこなう(指導弁護士1名に修習生1名配属)。できるだけホームグラウンドとは異なった規模、弁護士数の事務所に配属できるようにしたい。 修習内容はホームグラウンド修習とほぼ同じである。 | | 集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 提供期間:2週間 |
| | 弁-02 | | 弁護士事務所 10月5日(月)～ 10月16日(金) | 2 | ホームグラウンドとは別の弁護士事務所にて修習をおこなう(指導弁護士1名に修習生1名配属)。修習内容はホームグラウンド修習と同じである。「他事務所修習」プログラムと類似しているが、本プログラムの指導弁護士は刑事事件を数多く取り扱っていることから、刑事弁護に重点を置いた貴重な経験の場となる。なお、本プログラムでは、指導弁護士が扱う「刑事以外の分野」も修習する。 | | 集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 提供期間:2週間 |
| | 弁-03 | 捜査弁護A | 弁護士事務所ほか 10月5日(月)～ 10月9日(金) | 1 | 刑事弁護委員会委員と接見に同行し、身体拘束からの解放の弁護活動や、勾留請求却下を求める意見書、準抗告申立書、その他必要な起案を行い、捜査弁護の実務について修習する。 | | 集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 |
| | 弁-04 | | 弁護士会館ほか 10月5日(月)～ 10月9日(金) | 15 | 少年事件の手続及び付添人活動の実践、子どもの虐待、学校・いじめ問題、外国籍の子どもの人権その他子どもの権利に関する実務、法的知識の修得等をフォローするプログラムを提供する。 内容は、1. 少年事件ゼミ、2. 少年事件模擬裁判、3. 少年事件起案、4. 児童虐待・児童福祉問題、5. 学校・いじめ問題、6. 外国籍の子どもの人権など。 このプログラムの指導弁護士は、子どもの権利を巡る事件を多数取り扱っており、その具体的な実践を聞くチャンスとなる。子どもの権利に関心の高い修習生にとって、子どもの最善の利益とは何かを考える貴重な機会となるだろう。 | 集合日時:10月5日午前10時 集合場所:弁護士会館 | |
| | 弁-05 | 労働 | 弁護士会館 10月5日(月)～ 10月9日(金) | 15 | 労働事件は労使によって見解や受任後の対応が大きく異なるので、労使双方の立場から実務的な知識を提供する。労働法の知識だけではなく、裁判所、労働委員会等での法的手続に密着した実務的な内容に重点を置く。労働審判にも触れる。 講師は労使双方の代理人として経験豊富な弁護士を予定。議義だけでなく、事例を与えてのゼミ形式の議論や、簡略な起案を行いたい。 なお、当プログラムは原則として労働法既修者を対象としている。未修者は少なくとも労働法の基本書程度は読了しておかれたい。 | 法科大学院で「労働法」を履修した者対象。未履修者の場合は少なくとも労働法の基本書程度は読了すること。 | 集合日時:10月5日午前10時 集合場所:弁護士会館 |

| 庁会 | コード番号 | プログラム名 | 場所 日時 | 募集 人数 | 修習内容 | 募集条件 | その他 |
|------|-------|---------------------|-------------------------------------|----------|---|--|--------------------------------|
| 弁護士会 | 弁-06 | 捜査弁護B | 弁護士事務所ほか 10月12日(月)～ 10月16日(金) | 1 | 弁-03と同様 | | 集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 |
| | 弁-07 | 民事介入暴力及び 弁護士業務妨害 | 弁護士会館ほか 10月12日(月)～ 10月16日(金) | 15 | 本講義では、「民事介入暴力」と「弁護士業務妨害」を取り上げるが、「民事介入暴力」とは、民事事件において、当事者・利害関係人等が他の事件関係人等に対して行使する暴行、脅迫その他の迷惑行為、及びそれらの行使を示唆する言動並びに社会通念上、権利の行使又は実現のための限度を超える一切の不相当な行為を指す。そのため、「民事介入暴力」は、暴力団やその他の反社会的勢力によるものだけではなく行為主体の属性に限らず、不当要求(法的根拠や社会的妥当性を欠く要求行為)が含まれ、弁護士として民事事件を取り扱う上で避けては通れない問題である。また、近年では、反社会的勢力は、実態の掴みづらい「半グレ」集団へと広がりを見せるとともに、自らが反社会的勢力に属していることを示さないようになっている。さらに、反社会的勢力に属さない者からの企業、行政等に対する不当要求による問題も深刻化しており、かかる不当要求に対する対応へのニーズも高まっている。 そこで、本講義では、経験豊かな講師陣が、弁護士と反社会的勢力との闘いの歴史、暴対法や暴排条例の解説といった基礎知識から、組事務所の明渡し、組長への使用者責任の追及などの法的対応に加え、企業、教育現場、行政などの様々な場面からの暴排、さらには不当要求排除への法的対応を具体的な事案を示しつつ、解説する。また、上記法的対応を行うにあたっては、民事保全法や民事執行法の理解も不可欠であることから、具体的な事例に基づき、受任から執行までの具体的な対応を解説する中で、民事保全法や民事執行法の解説も行う。これに加え、[REDACTED]、証券会社、執行代行業者の方など、実務に精通した講師を招き、それぞれの現場からの臨場感あふれる生の声を聞くことができる。 さらに、業務妨害により弁護士やその家族、事務員が襲われるという事案が発生しており、また、弁護士に対する業務妨害の態様も変容してきていていることから、業務妨害から身を守るために、業務妨害の具体的な事例を示しつつ、その対応要領について解説する。 | | 集合日時:10月12日午前10時 集合場所:弁護士会館 |
| | 弁-08 | 犯罪被害者支援 | 弁護士会館ほか 10月12日(月)～ 10月16日(金) | 12 | 「犯罪被害者の実情を知ること」を目標に、①犯罪被害者支援に精通した弁護士による講義、②実際に被害者参加を経験した被害者による講演、③被害者参加弁護士が活動する刑事裁判の法廷傍聴、④[REDACTED]支援員による講演、⑤犯罪被害者(役の弁護士)からの相談に応じる実演演習等を行う。また、フィールドワークとしてDVシェルターの施設見学や[REDACTED]の訪問等も行う予定である。 この修習を通じて、被害者に共感できる弁護士になっていただきたい。 | 裁判官志望者、検察官志望者、「刑事弁護に熱心に取り組む弁護士を目指している方」も大歓迎。 | 集合日時:10月12日午前10時 集合場所:弁護士会館 |

| 序会 | コード番号 | プログラム名 | 場所 日 時 | 募集 人數 | 修習内容 | 募集条件 | その他 |
|------|-------|---------------|-------------------------------------|----------|---|--|---|
| 弁護士会 | 弁-09 | 倒産法実務 | 弁護士会館 10月12日(月)～ 10月16日(金) | 18 | ①個人の債務整理(任意整理、自己破産等)、②個人の民事再生・小規模個人再生、③破産管財申立て・破産管財実務、④法人の民事再生、⑤大型事件、⑥会計・税務の基礎、⑦法人の私的整理など。合計4日間のプログラムです。なお、講義ばかりではなく、修習生が主体的に参加できるゼミ形式のプログラムや、債権者集会の見学なども盛り込む予定です。 ただし、プログラム内容は講師や具体的な時間配分の都合などによって若干変更する可能性があります。選択科目で倒産法未受験者の方や、初学者でも大丈夫です！ | | 集合日時:10月13日午前9時30分 集合場所:弁護士会館 ※10月12日(月)はホームグラウンド修習となる予定です。 |
| | 弁-10 | 知的財産侵害の実務 | 弁護士会館ほか 10月12日(月)～ 10月16日(金) | 15 | 知的財産権侵害事件についての起案・講評及び商標法、不正競争防止法、著作権、知的財産契約等に関する講義・事例演習等を行う。 | 法科大学院で知的財産法を履修していることが望ましいが、興味のある方は歓迎します。 | 集合日時:10月12日午前10時 集合場所:弁護士会館 ※10月16日(金)はホームグラウンド修習となる予定です。 |
| | 弁-11 | 消費者被害救済のための実務 | 弁護士会館 10月12日(月)～ 10月16日(金) | 15 | 不当条項の効力や団体訴権、訪問販売・キャッチセールス・アポイントメントセールス、通信販売、マルチ商法、語学教室・エステサロン契約、クレジットによる分割払いを利用した取引などを規制する消費者契約法、特定商取引法及び割賦販売法などの特別法、インターネット取引・携帯電話をめぐるトラブル、先物取引、証券取引をめぐる消費者被害、欠陥住宅・製品事故による被害、多重債務者被害の救済のための任意整理、民事再生、自己破産、利息制限法違反の貸付けによる過払利息の回収など、多岐にわたる消費者被害について的一般的知識を教授する。 | | 集合日時:10月12日午前10時 集合場所:弁護士会館 |
| | 弁-12 | 他事務所修習2 | 弁護士事務所 10月19日(月)～ 10月30日(金) | 15 | 弁-01と同様 | | 集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 提供期間:2週間 |
| | 弁-13 | 刑事重点事務所修習b | 弁護士事務所 10月19日(月)～ 10月30日(金) | 2 | 弁-02と同様 | | 集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 提供期間:2週間 |
| | 弁-14 | 検査弁護C | 弁護士事務所ほか 10月19日(月)～ 10月23日(金) | 1 | 弁-03と同様 | | 集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 |

| 序会 | コード番号 | プログラム名 | 場所 日 時 | 募集人数 | 修習内容 | 募集条件 | その他 |
|------|-------|---|-------------------------------------|------|--|------|---|
| 弁護士会 | 弁-15 | 公害・環境裁判の現状と 弁護士の取り組み | 弁護士会館ほか 10月19日(月)～ 10月23日(金) | 11 | 環境問題への取組み方や関わり方、廃棄物問題、歴史的建造物保存、原発・エネルギー問題、公害訴訟についてそれぞれ弁護士による講義を実施するほか、原告として公害問題に関与された方からのピアリング、各環境問題についてのフィールドワークを実施予定である。 | | 集合日時:10月19日午前10時 集合場所:弁護士会館 ※10月22日(木)はホームグラウンド修習となる予定です。 |
| | 弁-16 | 高齢者・障がい者問題の 実務を学んでおこう -「ひまわり」実践版- | 弁護士会館ほか 10月19日(月)～ 10月23日(金) | 15 | 成年後見、介護事故、虐待、障がい者差別禁止、障がいのある人の刑事事件及び意思決定支援などを実践的に取り扱う講座である。 この講座は、法律家として高齢者・障がい者問題について知っておく必要のある基礎的なことを、討論、起業などを通じて実践的に学べる修習生参加型の講座になっている。 ケースメソッドによる成年後見辨護、訴状起案演習、高齢者虐待についてのグループ討論、ロールプレイによる高齢者との面接技法などのほか、実務に役立つノウハウを効果的に学べるようメニューを組んでいる。 ※グループワーク等、互いに会話をする場面があるメニューについては、マスクの着用をお願いしたり、やむを得ず、内容を一部変更する可能性があるので、ご留意願いたい。 | | 集合日時:10月19日午前10時 集合場所:弁護士会館 ※10月22日(木)はホームグラウンド修習となる予定です |
| | 弁-17 | 検査弁護D | 弁護士事務所ほか 10月26日(月)～ 10月30日(金) | 1 | 弁-03 と同様 | | 集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 |
| | 弁-18 | 憲法 | 弁護士会館ほか 10月26日(月)～ 10月30日(金) | 15 | 例年、 1 憲法関連の外部施設見学(2019年度は、自衛隊基地、主に在日コリアンからなるNPOを訪問した。※2020年度は自衛隊基地は見学しない予定。) 2 弁護士による講義(2019年度は、憲法訴訟の戦い方、セクシュアル・マイノリティと憲法、法廷内での手錠・腰絆と憲法、平和主義、自衛隊と憲法をテーマとした。) 3 憲法に関するディベート(これまで、ヘイトスピーチ、同性婚、タトゥー刑事訴訟などをテーマとした。) 等を実施している。 本年度、外部訪問を伴うプログラムについては、司法研修所からの通知に沿い、訪問先のご意向等を十分に考慮して進める。 | | 集合日時:10月26日午前10時 集合場所:弁護士会館 |

| 序会 | コード番号 | プログラム名 | 場所 日時 | 募集人数 | 修習内容 | 募集条件 | その他 |
|------|-------|------------|------------------------------------|------|--|------|---|
| 弁護士会 | 弁-19 | 人権活動の現場から | 弁護士会館ほか 10月26日(月)～ 10月30日(金) | 15 | 人権擁護委員会が人権救済申立事件調査や法律相談を行っている施設等の見学を中心として、人権活動の必要性を肌身で感じてもらう。講義としては、国際人権条約や生活保護法、出入国管理法、矯正実務関係法など、研修所では学ぶ機会が少ないので人権擁護活動に役立つ法令を学習する。 また、両性の平等(女性の権利)という視点から、特に女性が被害に遭いやすいDV、セクハラ、母子の貧困、その他性暴力などの事件について、講義と施設見学を織り交ぜて実務的な研修を行う。なお、セクシュアル・マイノリティに関する講義や男女共同参画推進本部委員による研修(弁護士会における男女共同参画推進・休業中等の弁護士業務支援制度等を予定)もあわせて行う予定である。 | | 集合日時:10月26日午前10時 集合場所:弁護士会館 ※10月29日(木)午後はホームグラウンド修習となる予定です。 |
| | 弁-20 | 民事弁護実務 | 弁護士会館 10月26日(月)～ 10月30日(金) | 18 | 民事弁護を業務としておこなう中で必要な実技を指導する。以下のものを扱う予定であるが、講師や具体的な時間配分の都合によって若干変更する可能性があるから、留意されたい。 ①裁判書類の送達、②裁判手続での証拠収集、③不動産登記入門、④証拠の検討と収集、⑤遺言書作成、⑥コミュニケーション(書面作成)、⑦聴き取り・相談、⑧専門技術、⑨訴訟外紛争処理手続、⑩事実認定、⑪弁護士報酬 | | 集合日時:10月26日午前10時 集合場所:弁護士会館 |
| | 弁-21 | 他事務所修習3 | 弁護士事務所 11月2日(月)～ 11月13日(金) | 15 | 弁-01と同様 | | 集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 提供期間:2週間 |
| | 弁-22 | 刑事重点事務所修習c | 弁護士事務所 11月2日(月)～ 11月13日(金) | 2 | 弁-02と同様 | | 集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 提供期間:2週間 |
| | 弁-23 | 捜査弁護E | 弁護士事務所ほか 11月2日(月)～ 11月6日(金) | 1 | 弁-03と同様 | | 集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 |
| | 弁-24 | 交通事故事件 | 弁護士会館ほか 11月2日(月)～ 11月6日(金) | 18 | 交通事故事件に関する講義、起案(講評含む)、模擬法律相談を実施する。 | | 集合日時:11月2日午前10時 集合場所:弁護士会館 ※11月4日(水)はホームグラウンド修習となる予定です。 |

| 庁会 | コード番号 | プログラム名 | 場所 日 時 | 募集 人數 | 修習内 容 | 募集条件 | その 他 |
|------|-------|----------------|--------------------------------|----------|---|------|--|
| 弁護士会 | 弁-25 | 離婚と相続／相談から調停まで | 弁護士会館 11月2日(月)～11月6日(金) | 10 | 講義(実務上の留意点)、模擬相談、模擬調停を離婚・相続のそれぞれについて実施する。 | | 集合日時:11月2日午前10時 集合場所:弁護士会館 |
| | 弁-26 | 医療紛争実務 | 弁護士会館ほか 11月2日(月)～11月6日(金) | 15 | ・実際の事件記録を題材とした模擬証人尋問 ・その他ゼミナール形式による研究 | | 集合日時:11月2日午前10時 集合場所:弁護士会館 |
| | 弁-27 | 債権回収 | 弁護士会館 11月2日(月)～11月6日(金) | 15 | 債権回収業務に関する講義を行う予定である。具体的には、債権回収に関する事例研究、受任にあたっての注意事項、有効な債権回収方法の検討に関する講義を開催する。なお、ゼミ(修習生が主体的に取り組むプログラム)も検討中。 | | 集合日時:11月2日午前10時 集合場所:弁護士会館 |
| | 弁-28 | 捜査弁護F | 弁護士事務所ほか 11月9日(月)～11月13日(金) | 1 | 弁-03と同様 | | 集合日時、場所については、配属事務所決定後、個別に通知する。 |
| | 弁-29 | 不動産・借地借家の実務 | 弁護士会館 11月9日(月)～11月13日(金) | 15 | 午前中は、宅地・建物取引についての紛争を設例をもとにして、弁護士として相談を受けるところから一定の解決を示すところまで、議論を通じて、説明する予定。 午後は、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、税理士からそれぞれの専門分野について、講義形式で説明する。 ただし、プログラム内容は講師や具体的時間配分の都合などによって若干変更する可能性がある。 | | 集合日時:11月9日午前10時 集合場所:弁護士会館 |
| | 弁-30 | 会社法を中心とした企業法務 | 弁護士会館ほか 11月9日(月)～11月13日(金) | 18 | 主に会社法実務研究会の中堅・若手メンバーによりプログラムを提供するが、会社法に限定することなく、金融商品取引法に関する講義も検討中である。また、講義形式だけでなく、司法修習生にも積極的にプログラムに参加できるようなものを提供する予定である。現在、1. 内部統制システムと役員の責任、2. M&Aと買収防衛策、3. 計算書類の見方、4. インサイダー取引、5. コンプライアンス経営等を予定している。 | | 集合日時:11月9日午前10時 集合場所:弁護士会館 ※11月11日(水)はホームグラウンド修習となる予定です。 |

| 府会 | コード番号 | プログラム名 | 場 所 | 募集人数 | 修 習 内 容 | 募集条件 | その 他 |
|------|-------|--------|--------------------------------------|------|---|------|------------------------------|
| | | | 日 時 | | | | |
| 弁護士会 | 弁-31 | 民事交互尋問 | 弁護士会館、裁判所法廷 10月5日(月)～ 10月9日(金) | 28 | 民事訴訟における証人(本人)尋問のスキルを身につけるためのプログラムである。28人を2グループに分けて、裁判官各2～3名、原告・被告代理人役各5～6名に分かれて実施する。事件記録は、実際にあった事件を加工した教材を使用する。 スケジュールの概要は、①1日目から3日目にかけては、若干の主張整理を全体で行うほか、証人(本人)テスト、反対尋問対策などの準備を各役ごとに行う。②4日目に法廷において証人及び本人の尋問を実施する。③5日目午前に弁論(最終準備審査)、午後には、裁判官役が判決を言い渡し、全体講評を行う。 これまでにも模擬裁判などを経験しているとは思うが、実務修習の総仕上げとして、実務での尋問に直結するスキルが身につくものにしたいと考えている。 ※本プログラムは大阪地方裁判所との合同開催である。 | | 集合日時:10月5日午前9時 集合場所:弁護士会館 |